

新型コロナウイルス感染症に対する本学の方針について（第12版）

※これまでの方針からの主な変更点

- ・「1. 「新しい生活様式」の実践について」を更新しました。
- ・「3. 学生の大学構内への立ち入りについて」を更新しました。
- ・「3-1. 学生の移動に関する感染対策」を更新しました。
- ・「5. 大学・部局等主催のイベント等について」を更新しました。

大阪市立大学では、6月以降、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを極力抑える対策を講じた上で、教育・研究活動を制限しながら段階的に再開しているところですが、引き続き、感染拡大状況等に注視しながら、密閉、密集、密接の3密を避け、十分な感染拡大防止対策に努めることとします。

大阪府では、12月3日に「大阪モデル」レッドステージ（非常事態）への移行が決定され、大阪府民に対して不要不急の外出自粛の要請がなされました。大学に対しても学生に対し、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけることが要請されています。

しかしながら、年末年始から首都圏を中心に感染拡大に歯止めがかからない状況となり、政府は1月7日に首都圏1都3県（東京、神奈川、埼玉、千葉）に対して、1月13日に関西3府県（大阪府、京都府、兵庫県）を含む7府県に対し、二度目の緊急事態宣言を発出しました。その後、感染拡大は止まったものの医療体制のひっ迫が続いているため、関西3府県を含む10府県における緊急事態宣言を3月7日まで延長することが、2月2日に政府において決定されました。

11月以降、学内においても感染者が増加していますので、学生・教職員は、それぞれの日常生活において、「1. 「新しい生活様式」の実践について」を心掛けるとともに、差別や偏見が拡がらないよう注意深く行動してください。

学生又は教職員に感染者が確認された場合は、二次感染、三次感染を防ぐため、すみやかにキャンパス内での活動停止範囲を判断し、保健所の指示及び助言のもと、必要な対策を講じることとします。

また、マスクを着用し、3密を避け、適切な換気・手洗いなどの適切な感染防止対策を徹底すれば感染拡大を防ぐことができることが明らかになってきています。学生、教職員が一丸となって、このコロナ禍に屈することなく、一日も早く充実した学生生活と安心できるキャンパスライフを取り戻せるよう、適宜、本方針の見直しをおこなっていきます。

1. 「新しい生活様式」の実践について

学生及び教職員は、これまでに引き続き、「新しい生活様式」を実践し、感染防止に注意を払って生活してください。

(1) 日常生活を営む上での基本的感染対策

✓ 毎朝の検温

37℃以上の場合は外出せず自宅で療養し、早めに医療機関を受診してください。

✓ こまめに手洗い・手指消毒・うがい（別紙1参照）

手洗いは30秒以上かけて正しい方法で行う。

外出時はアルコール消毒液等を携帯する。（安全衛生管理室(学生 SC1F)にアルコール消毒液を設置していますので、必要な方は携帯用ボトルを準備して取りに来てください。）

うがいが難しい場合は、口のど殺菌スプレーや水・お茶をロブク後飲み込む。

✓ マスク着用、咳エチケットの徹底（別紙2参照）

屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずして構いません。

✓ 部屋のこまめな換気と適度な保湿

✓ 買い物などではキャッシュレス決済を利用する。

(2) 3つの密（密閉・密集・密接）の回避

✓ 人との距離をできるだけ2m（最低1m）空ける。

✓ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

✓ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。

✓ 家族以外の「5人以上」での宴会・飲み会・会食を自粛する。（※）

また、4人以内での宴会・飲み会・会食であっても、「2時間以内」で終える。

※大阪府への緊急事態宣言の再発令を受け、3月7日（日）までは「5人以上」または「2時間以上」での宴会・飲み会・会食を厳に禁止します。また、政府の分科会の提言を受け、謝恩会については3月8日（月）以降であっても計画しないように強く要請します。

Go To Eat キャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食も控えてください。

また、感染防止宣言ステッカー（※）を表示していない飲食店の利用も控えてください。

4人以内の会食や家族との食事であっても感染のリスクがあることを認識し、感染拡大防止策の徹底を心掛けてください。（学長メッセージ第13報「感染拡大防止のターゲットは2つだ！多人数会食と家庭生活」参照）



（※）

✓ 風通しの悪い空間で人と人が至近距離で声を出して交わることになるカラオケ店、ライブハウスへの立ち入りを自粛する。（※）

※大阪府への緊急事態宣言の再発令を受け、3月7日（日）まではカラオケ店、ライブハウスへの立ち入りを厳に禁止します。

(3) 移動に関する感染対策

✓ 不要不急の外出を自粛する。大阪府への緊急事態宣言の再発令を受け、3月7日（日）までは、特に、午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底する。

✓ 不要不急の出張や旅行などを自粛する。

特に、首都圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）など感染流行地域への出張や旅行などは自粛を徹底する。

✓ 発症したときのため、いつ誰とどこで会ったかをメモする。

✓ 公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用し、手で顔を触らないようにし、利用後には手洗い・手指消毒・うがいを徹底する。

(4) 「大阪コロナ追跡システム」の利用

- ✓ 不特定多数の人が集まる施設等を利用する場合は、大阪府が提供する「大阪コロナ追跡システム」によりメールアドレスを登録する。

(5) 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の利用

- ✓ 厚生労働省が提供する感染者との濃厚接触の可能性を知らせる「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」に登録する。

2. 授業、期末試験等への対応について

令和2年度後期授業(10月1日開始)においては、感染拡大の防止を最優先して遠隔授業を基本としてきた前期授業の方針を踏襲しつつも、学生と大学との、また学生同士の結びつきを確保する観点から、後期授業においては、一定の条件を満たすものについて、感染防止対策を徹底した上で対面授業を実施するものとします。

3. 学生の大学構内への立ち入りについて

学生の大学構内への立ち入りについては、以下の条件のいずれかに当てはまる場合のみ認めます。必ず登校前に検温し、平熱であることを確認してください。また、大学構内においては、感染拡大防止策を徹底し、3密を回避して行動ください。

なお、大阪府への緊急事態宣言の発令期間〔3月7日(日)まで〕において、原則として学生の午後8時以降の構内立入を禁止します。詳細は、別紙4「緊急事態宣言に伴う杉本キャンパス各地区への立ち入りについて(通知)」をご確認ください。

(1) 授業に出席する場合

(2) 卒論、修論、博論に関連する研究活動を行う場合(下記4.に該当するものを含む)

各研究科において、学生・院生への感染拡大防止策を十分講じた上で、滞在時間を最小限に抑えけるとともに、研究室等への入退室時の「研究活動用WEBシステム(研活くん)」への入力徹底を指導するなど、学生の入構・出構等の記録を残してください。

(3) 許可された課外活動を行う場合

活動3日前までに代表者より「課外活動計画書」を学生課へ提出し許可を得るとともに、学生担当部長の定める遵守事項に留意してください。また、大学構内への入出校時に課外活動用WEBシステム(=部活くん)へ入力し、「課外活動報告」を学生課へ提出してください。

※遵守事項を守っていないことが確認された団体は、即刻、活動停止処分とします。

(4) 学術情報総合センターを利用する場合

利用にあたってはセンター所長が定める遵守事項に留意してください。

(5) 保健管理センターを利用する場合

保健管理センターでは日中はスタッフが待機していますので、学生及び教職員が急に体調を崩したりけがをした場合などはまずは電話でご相談ください。

保健管理センター TEL:06-6605-2108

(6) その他、大学が立ち入りが必要と認める場合

3-1. 学生の移動に関する感染対策

大阪府への緊急事態宣言の再発令を受け、3月7日(日)までは学生の旅行を厳に禁止します。ま

た、政府の分科会の提言を受け、卒業旅行については3月8日（月）以降であっても計画しないように強く要請します。

帰省であっても感染拡大のリスクがあることを認識し、帰省2週間前からの感染予防対策の徹底や移動中の感染拡大防止策の徹底を心掛けてください。（学長メッセージ第13報「感染拡大防止のターゲットは2つだ！ 多人数会食と家庭生活」参照）

4. 教員等の研究活動について

教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動については、7月1日から、研究活動に関する指針における「レベル1-制限（小程度）」とします。

研究活動においては、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討してください。なお、大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、大学が定める留意事項を遵守してください。また、研究室等の入退室管理や教員等の健康状態の把握のため、研究活動用WEBシステム（研活くん）への入力を徹底してください。

（【別添資料】「研究活動の制限レベル一覧表」においても、「レベル1」の指針に「研究室等の大学施設への入退出管理の徹底」の項目を追加しました。）

※遵守事項を守っていないことが確認された場合は、安全な研究環境確保の観点から、研究室等の利用を一定期間停止する措置を行います。

5. 大学・部局等主催のイベント等について

大学・部局等主催のイベント等の開催については、当面の間、参加人数に関わらず、オンライン開催を推奨します。

対面での開催については、以下の感染防止対策を講じる場合のみ実施を認めます。

- ・収容定員の半分以下の参加人数とする。
- ・飲食を伴わないこと
- ・会場各所へのアルコール消毒液の設置（参加者数に応じて十分な数を設置すること）
- ・参加者全員のマスク着用、手洗いとうがいの励行
- ・人と人との距離を十分確保できること。（できるだけ2m。最低1m。）
- ・参加者名簿の作成など接触者の追跡を可能とすること。（もれなく把握すること）
- ・学内で実施する場合は、参加者人数の上限は、一日あたり合計200人以下とする。

なお、学外で実施する場合は、この限りではありませんが、参加者が1,000人を超える際は、大阪府への事前相談が必要となります。

また、規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベント（ライブハウス、立食パーティーなど）への参加についても自粛を求めます。（※）

※大阪府への緊急事態宣言の再発令を受け、3月7日（日）まではイベント（ライブハウス、立食パーティーなど）への参加を厳に禁止します。

6. 海外渡航について

(1) 学生の海外渡航については、当面の期間、渡航不可とします。また、海外から帰国・入国した場

合は、2週間自宅待機してください。

(2) 教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとします。

① 感染症危険レベル3の国・地域へは「渡航不可」。

② 感染症危険レベル2の国・地域へは「原則として渡航不可」。

やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に下記7. の対応を行う旨の誓約書を各部局まで提出してください。

7. 学生及び教職員の海外からの帰国・入国について

・学生及び教職員が海外から帰国・入国される場合は、以下の対応をお願いします。

(1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。

(2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在してください。

(3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

8. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

海外からの研究者の受入れ・招へい等については、事態が終息するまでは中止又は延期を要請します。

9. 教職員への感染拡大防止策について

(1) 10. に該当する症状がある教職員は、原則自宅待機とします。

(2) 業務上可能な範囲で在宅勤務や時差出勤を積極的に推奨するとともに、時間外勤務を抑制してください。特に午後8時以降の時間外勤務については真に必要な場合に限ってください。

(3) 公共交通機関を利用することによる感染を防止するために、自家用車による通勤を認めます。

(4) 各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV会議などを活用してください。

(5) 出張は必要最小限に抑えてください。

10. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医又は新型コロナ受診相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に電話相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

A 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、嗅覚・味覚障害等の強い症状のいずれかがある場合

B 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

C 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が2日以上続く場合はご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

(参考) 新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター)

(大阪市保健所) TEL : 06-6647-0641 FAX : 06-6647-1029

(その他府内の保健所) 以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona-denwa.html>

保健管理センター TEL : 06-6605-2108

11. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属する学部・研究科へ連絡してください。

また、家庭内感染が増加していますので、ご家族に感染が疑われる場合は別紙3にある8つのポイントに注意してください。

12. その他

- ・感染された方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者及びそのご家族等への人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・学生生活、勉強、友人、就職、感染などに対するさまざま不安・悩みなどがある場合は、学生の皆さまに寄り添って相談に乗りますので、ためらうことなく「学生なんでも相談窓口」に相談してください。

学生なんでも相談窓口について <https://www.portal.osaka-cu.ac.jp/ja/ocu/s7ummo/to70z>

●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>
(留学生の方) 国際センター TEL : 06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等
- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口
… 大阪府相談窓口 TEL : 06-6944-8197 【専用回線】
FAX : 06-6944-7579

●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- 在中国日本大使館ホームページ

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

- 大阪府庁ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>